県出資団体等調査特別委員会

調査結果報告書

平成 22 年 9 月 22 日

茨　城　県　議　会

平成 22 年 9 月 22 日

茨城県議会議長　西　條　昌　良　殿

県出資団体等調査特別委員会

委員長　鶴　岡　正　彦

県出資団体等調査特別委員会調査結果報告書

平成 21 年第 1 回定例会において本委員会に付託された「県出資団体や特別会計・企業会計に係る経営健全化の今後のあり方」について，これまでの調査の経過及び結果を次のとおり報告する。

目　　　　　　次

はじめに……………………………………………1

第１　調査方針及び調査経過……………………2

１　調査方針……………………………………2

２　調査経過……………………………………4

（１）精査団体・精査会計……………………5

（２）準精査団体・準精査会計………………5

第２　県出資団体等の改革方向…………………6

１　総　論………………………………………6

（１）改革における基本的認識………………6

（２）削減目標等………………………………7

２　精査団体・精査会計の改革方向…………10

３　準精査団体・準精査会計の改革方向……21

第３　財政健全化の視点からの対策……………25

１　県財政への影響……………………………25

２　保有土地対策………………………………28

３　今後の保有土地対策の方向性等…………31

４　県財政運営のあり方等……………………35

おわりに……………………………………………37

参考　県出資団体等の現状と課題………………38

付属資料……………………………………………60

はじめに

本県財政は，今，かつてない危機的状況に瀕しており，財政健全化への取り組みが県政上，喫緊の課題となっている。

こうした中，県出資団体や特別会計・企業会計は，多種多様な分野で，県行政の補完あるいはプロジェクト完遂のため，時限的に設立されたが，景気低迷の長期化や，民間との競合，経営の自立化・効率化など，時代の変化や要請に対して，十分に対応することができず，経営破たんを回避しようと，県の損失補償や債務保証がある金融機関からの借入金や，県補助金，あるいは一般会計からの繰入金などに依存している。

特に，県住宅供給公社，県土地開発公社，県開発公社の 3 公社に対する，平成 18 年度から 22 年度当初予算までの支援額は，518 億円にのぼり，つくばエクスプレス沿線開発の追加対策として，324 億円が措置済みである。

さらに，3 公社やＴＸ沿線開発等の保有土地に係る実質的な将来負担見込額は，平成 21 年度決算ベースで約 1,890 億円と見込まれ，今後 20 年間，毎年 100 億円程度の支出を県財政に負担させようとしている。

このままでは本県財政の硬直化が進み，健全化への道筋を危うくするばかりでなく，県民の行政不信を増幅することが危惧される。

よって，過去 3 回の県出資団体の調査特別委員会と財政再建等調査特別委員会の調査結果を踏まえ，平成 21 年第 1 回定例会に設置された本委員会では，県出資団体等の抜本改革や保有土地対策を「県財政の健全化」の視点から検討したところであり，財政運営のあり方も含め提言を行った次第である。

調査結果として特筆すべき点は，以下のとおりである。

第一に，本県財政の健全化を図るため，県住宅供給公社の早期解散の方向性を示したことである。すなわち，平成 22 年中に破産手続きを開始し，第三セクター等改革推進債の活用に当たっては，県財政の中長期見通しや保有土地対策の全体計画などと連動させるよう求めた。併せて，知事等の責任を明確にするよう求めた。

これに対し県では，公社破産の準備段階に入り，平成 22 年第 3 回定例会に，第三セクター等改革推進債の起債許可申請議案，歳出歳入補正予算案，知事等の給料及び退職手当を減額するための条例案を提案したものである。

第二に，県出資団体等改革について，委員会として削減目標を設定したことである。団体数や人的・財政的関与について，全体的な数値目標を掲げることで，改革のスピードアップを図った。

第三には，3 公社やＴＸ沿線開発等の保有土地について，早期処分の促進や造成経費等の圧縮など将来負担の縮減を求めたことである。

本委員会は，設置以来 16 回にわたる熱心な調査・審議の集大成として，ここに報告するものである。

第1　調査方針及び調査経過

1　調査方針

（１）調査目的

県出資団体は，県行政を補完するものとして，県民生活に深い関わりを持ちながら，今日までその役割を果たしてきた。しかしながら，社会経済情勢の急激な変化の中で，経営状況の悪化や自立的経営が十分なされていないなど，多くの問題が顕在化している。

県議会としても，これまで三度にわたり調査特別委員会を設置し，改革工程表の作成など，経営健全化に向けた施策の提言を行ってきたところであるが，改革自体道半ばであり，公益法人制度改革や地方公共団体財政健全化法の制定に伴う第三セクターの改革推進の必要性など，県出資団体のあり方そのものが問われてきている。

また，特別会計や企業会計の中には，多額の借入れや一般会計からの繰入れが恒常化し，県財政に大きな負担となっているものもあり，その対策が急務となっている。

そこで，県出資団体や特別会計・企業会計に係る経営健全化の今後のあり方について，調査検討を行う。

（２）調査項目

県出資団体や特別会計・企業会計の経営健全化を図るための諸方策について調査する。

ア　県出資団体関係

［調査に当たっての考え方］

これまでの調査特別委員会の審議結果や県の関与の状況，団体の経営状況等を踏まえ，特に県財政に与える影響が大きい団体を精査団体に選定し，次に課題の大きい団体を準精査団体に選定して，今後のあり方も含めた改革方策について調査する。

また，設立目的と現在の社会経済情勢を踏まえ，県出資団体に係る将来的な方向性についても併せて調査するものとする。

［調査内容］

① 精査団体の改革方策

② 準精査団体の改革方策

③ 県出資団体の将来方向

イ　特別会計・企業会計関係

［調査に当たっての考え方］

これまでの調査特別委員会の審議結果や県の財政状況を踏まえ，早急な対応を求められる会計を精査会計に選定し，次に課題が大きい会計を準精査会計に選定して，今後のあり方も含めた改革方策について調査する。

また，その他の特別会計・企業会計の改革方策についても併せて調査するものとする。

［調査内容］

① 精査会計の改革方策

② 準精査会計の改革方策

③ その他の特別会計・企業会計の改革方策

（３）調査期間

調査期間は，平成 21 年 5 月から平成 22 年 9 月までの概ね 16 か月とし，平成 22 年第 3 回定例会の期間中に調査結果の報告を行う。

2　調査経過

平成 21 年 5 月 28 日の第 1 回委員会以降, これまで 16 回の委員会を開催し, 調査を行った。

まず, 第 1 回委員会で, 調査方針及び活動計画を決定し, これらに基づいて, 平成 18 年の県出資団体等調査特別委員会の提言を受けた取組状況や県出資団体及び特別会計・企業会計の現状及び課題について説明聴取を行い，第 2 回委員会で，県財政に与える影響等を考慮し，精査団体として 7 団体，精査会計として 3 会計を選定した。

次に，第 2 回定例会で議決され本委員会に委任された「地方自治法第 98 条第 1 項に基づき県出資団体の課題に係る対応について知事に報告を求める件」について，第 3 回委員会に知事の出席を求め，県出資団体等の経営悪化と県負担の増大に関し，その原因や今後の対応について集中審議を行った。その結果を踏まえ，第 4 回委員会では，課題に対する対応の明確化を求める知事への申し入れ事項を決定し，議長に報告を行った。

そして，第 4 回定例会では，それまでの精査団体及び精査会計の改革方針に係る審議内容や参考人の意見聴取結果を踏まえ，中間的な提言をとりまとめ，議長に報告を行った。

また，第 7 回委員会において，残る団体・会計から課題が多いものを準精査団体として 9 団体，準精査会計として 3 会計を選定し，課題への対応等について 4 回にわたって審議を行った。

平成 22 年第 1 回定例会には，「健全な財政運営を図るため計画的な保有土地対策の推進を求める決議」案を本委員会から発議し，本会議において可決された。

第 12 回～第 14 回委員会では，県出資団体やその他の会計の将来方向，平成 22 年度からの改革工程表について包括的な審議を行った。

さらに，保有土地対策全体の方向性を見極めるため，調査期間を 3 ヶ月延長し，第 15 回～第 16 回委員会では，茨城県住宅供給公社の解散処理，第三セクター等改革推進債の活用計画，今後の保有土地対策と中長期財政見通し，知事等の責任判断などについて集中的な審議を行った。

（１）精査団体・精査会計

選定の視点	精　査　団　体	精　査　会　計
保有土地及び 経営改善の必要性	① 茨城県住宅供給公社 ②（財）茨城県開発公社 ③ 鹿島都市開発（株） ④ 茨城県土地開発公社	① 鹿島臨海工業地帯造成事業特別会計 ② 都市計画事業土地区画整理事業特別会計
改革効果の検証	⑤（財）グリーンふるさと振興機構	③ 病院事業会計
自立的経営	⑥（社福）茨城県社会福祉事業団 ⑦（財）茨城県教育財団	

（２）準精査団体・準精査会計

準精査団体	準精査会計
①（財）茨城県青少年協会 ②（財）茨城県環境保全事業団 ③（財）茨城県看護教育財団 ④（株）いばらき IT 人材開発ｾﾝﾀｰ ⑤（財）茨城県農林振興公社 ⑥（社）茨城県穀物改良協会 ⑦（社）園芸いばらき振興協会 ⑧（財）茨城県建設技術公社 ⑨ 茨城県道路公社	① 港湾事業特別会計 ② 流域下水道事業特別会計 ③ 県立医療大学付属病院特別会計

第２　県出資団体等の改革方向

16 回に及ぶ今回の調査特別委員会の議論を踏まえ，今後の県出資団体や特別会計・企業会計の経営健全化を図るための諸方策について，次のとおり提言する。

1　総　論

（１）改革における基本的認識

○かつてない危機的状況にある本県財政の健全化を，県出資団体等改革の根本に据えて取組むべきであり，県出資団体や特別会計・企業会計の一般財源依存体質からの早期脱却を目指すべきである。

○真に財政再建につながる改革を実行するためには，県出資団体等に限らず，県行政の役割の見直しや事業改善も常に視野に入れ，改革を連動させていくことが重要である。

○これまでの改革は，経営悪化を把握してから抜本的な対応策に着手するまで，検討に時間をかけすぎであり，スピード感が不足している。県出資団体であれば，それだけであたかも公共性・公益性を有するかのように誤認し，組織の存続自体を重視して，改革を先延ばししたり，県支援を認めたりしてきた。県出資団体が自立した事業体として（自立性，独立採算性），県の業務を補完・代替し，遂行すること（県行政補完・代替機能性）に公共性・公益性が認められるのであり，認識を改め，抜本改革を推し進めるべきである。

○民間と競合する事業については，県関与の廃止を基本とし，事業の廃止や県出資の引揚げ，民間譲渡などにより順次整理していくべきである。

○出資団体の改革に当たっては，県財政が未曾有の危機的状況にある中で，問題を先送りすることなく，適時適切な判断により「廃止」や「統合」「民営化・自立化」に向けた抜本的な見直しを進めるべきである。

○特に，債務超過に陥り，今後経営改善の見通しが立たない団体については，早期に抜本的な対応策を検討すべきである。

○設立当初の目的が薄れたり，一般会計での取扱いが可能と判断される特別会計については，廃止を含めてあり方を検討すべきである。

（２）削減目標等

① 削減目標

○財政健全化を進めながらの県政運営においては，行政のスリム化が当然必要であり，県出資団体や特別会計・企業会計により実施してきた事業も，財政状況に応じて縮小しなければならない。

そこで，本委員会では，次のとおり削減目標を設定する。

<table>
<tr><th rowspan="2">項　　目</th><th rowspan="2">平成 21 年度</th><th colspan="2">目　　　　標</th></tr>
<tr><th>平成 25 年度</th><th>平成 29 年度</th></tr>
<tr><td>県出資団体数※</td><td>55 団体</td><td>40 団体程度
（－15）</td><td>30 団体程度
（－10）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">県派遣職員数</td><td rowspan="2">261 人</td><td colspan="2">平成 25 年度</td></tr>
<tr><td colspan="2">130 人程度
（－131）</td></tr>
<tr><td>補助金・委託料・貸付金合計額（公社対策分を除く）</td><td>約 300 億円</td><td colspan="2">150 億円程度
（－150）</td></tr>
</table>

※次ページに削減候補団体を掲載。

○県出資団体数については，指導対象団体数を可能な限り削減することとし，平成 21 年度現在の 55 団体を，**平成 25 年度までに概ね 40 団体程度に，平成 29 年度までには概ね 30 団体程度にする**。

○県出資団体への人的関与については，県派遣職員を平成 21 年度現在の 261 名から，**平成 25 年度までに 2 分の 1 程度に削減する**。

○財政的関与については，**平成 25 年度までに**，自立経営を行っている営利法人への出資金を引揚げるとともに，公社対策分を除く**補助金・委託料・貸付金**（平成 21 年度合計額約 300 億円）を**150 億円程度まで削減する**。

県は，これらの削減目標の達成に向けて最大限の努力をすべきである。

＜候補団体：44 団体＞	
（株）茨城放送	（財）茨城カウンセリングセンター
（財）茨城県青少年協会	（財）茨城県農林振興公社
（財）グリーンふるさと振興機構	（社）茨城県穀物改良協会
（財）茨城県開発公社	（社）園芸いばらき振興協会
鹿島都市開発（株）	（株）茨城県中央食肉公社
（財）つくば都市振興財団	（社）茨城県林業協会
筑波都市整備（株）	（株）いばらき森林サービス
（財）茨城県国際交流協会	（財）霞ヶ浦漁業振興基金協会
（財）茨城県消防協会	（財）那珂川沿岸土地改良基金協会
（社）茨城県危険物安全協会連合会	（財）茨城県建設技術公社
鹿島共同再資源化センター（株）	（財）茨城県建設技術管理センター
（財）茨城県環境保全事業団	茨城県道路公社
（財）茨城県看護教育財団	日立埠頭（株）
（社福）茨城県社会福祉事業団	日立港木材倉庫（株）
（財）いばらき腎バンク	茨城県土地開発公社
（株）つくば研究支援センター	茨城県住宅供給公社
（株）ひたちなかテクノセンター	（一財）茨城県住宅管理センター
（株）いばらきＩＴ人材開発ｾﾝﾀｰ	（財）茨城県企業公社
つくば国際貨物ターミナル（株）	（財）茨城県教育財団
（財）茨城県労働者信用基金協会	（財）茨城県体育協会
（財）茨城県勤労者余暇活用事業団	（財）茨城県防犯協会
（財）茨城県勤労者育英基金	（財）茨城県暴力追放推進センター

② あらゆる機会を利用した削減の推進

○県有施設の管理については，県が直接管理する場合を除き，指定管理者制度により，民間事業者も含め幅広く担い手の参入を求め，県民サービス向上や施設運営の効率化を図るべきである。県有施設の管理を主な目的とする県出資団体については，担い手の育成・参入状況を睨みながら，廃止の時期を判断していくべきである。

○社団法人や財団法人である県出資団体については，公益法人制度改革の趣旨を踏まえ，移行の機会を捉えて，公益社団・財団法人及び一般社団・財団法人に対する県の人的・財政的支援を見直していくべきである。

○県出資団体に対し，損失補償及び債務保証の対象となっている債務残高の削減に努めさせ，追加借入れを許さないよう常に限度額を見直すことは当然である。

③ 経営改善

○累積損失を抱える県出資団体については，改革工程表の進行管理を徹底し，財務基盤の強化や経営の健全化を図るべきである。

○事務事業の必要性や効率性については，常に再点検するとともに，定員管理の適正化や人件費の縮減など，業務運営の一層の簡素・合理化を図るべきである。

○県出資団体や特別会計・企業会計の経営状況や県による支援内容等については県民へ積極的に情報開示し説明責任を果たすべきである。

④ 経営責任の明確化

○県出資団体は，独立した事業主体として自己責任原則の下，事業運営の責任体制の明確化を図るべきである。

○県出資団体や特別会計・企業会計の運営や経営に係る情報については，不利益な情報であっても開示し，責任の所在を明確にすべきである。

2　精査団体・精査会計の改革方向

本委員会では，精査団体等に対象を絞り，その事業の必要性等を検証し，参考人の意見や県出資団体等経営改善専門委員会の「県出資法人のあり方に関する報告書」を踏まえて，団体については，「廃止」「統合・再編」「県の人的関与の削減」「県の財政的関与の廃止・縮小」「存廃検討・事業縮小」「事業の計画的推進」の６方向，会計については，「一般会計への一元化」「事業縮小」「経営や収支の改善」「事業の計画的推進」の４方向に分類した。

精査団体等の改革方向一覧

改革方向		精査団体等	数
団体	団体の廃止	茨城県住宅供給公社，（財）グリーンふるさと振興機構	2
団体	統合・再編	（財）茨城県青少年協会，（財）茨城県農林振興公社，（社）茨城県穀物改良協会，（社）園芸いばらき振興協会，（財）茨城県建設技術公社，茨城県道路公社	6
団体	県の人的関与の削減	（財）茨城県教育財団	1
団体	県の財政的関与の廃止・縮小	鹿島都市開発（株），（社福）茨城県社会福祉事業団，（株）いばらきＩＴ人材開発センター	3
団体	存廃検討・事業縮小	（財）茨城県開発公社，茨城県土地開発公社	2
団体	事業の計画的推進	（財）茨城県環境保全事業団，（財）茨城県看護教育財団	2
精査団体（7），準精査団体（9）　計			16
会計	一般会計への一元化	鹿島臨海工業地帯造成事業特別会計	1
会計	事業縮小	貸付金会計	1
会計	経営や収支の改善	病院事業会計，流域下水道事業特別会計，県立医療大学付属病院特別会計	3
会計	事業の計画的推進	都市計画事業土地区画整理事業特別会計，港湾事業特別会計，競輪事業特別会計，水道事業会計，工業用水道事業会計，地域振興事業会計	6
精査会計（3），準精査会計（3），その他の会計（5）　計			11

以下では，個々の団体・会計について，詳細な提言を行う。

（１）精査団体の改革方向

① 茨城県住宅供給公社　　**団体の廃止**

○本団体は設立当初の役割を終えており，既に破綻状況にある。県財政への負担を最小限に抑制するため，平成 22 年中に破産手続に着手すべきである。

○破産時において県が損失補償している債務 112 億円の処理方法としては，一括処理が県行財政に重大な影響を及ぼし困難であることから，「第三セクター等改革推進債」の活用を検討せざるを得ない。

○第三セクター等改革推進債の活用に際しては，現役世代と将来世代の負担割合の根拠となる中長期財政フレームを県民に提示した上で活用計画を設計すべきである。

○県財政全般から年間返済できる力量を明らかにして，第三セクター等改革推進債の償還期間を 10 年にするか，15 年にするかを判断すべきである。

○県は，本団体に投入される税金がこれまでの支援等と破産処理をあわせて総額で 670～680 億円（県民 1 人当たりに換算すると約 2 万円）もの巨額にのぼることや，こうした事態に至った反省とお詫びの意を，県広報紙やホームページなどにより，わかりやすく発信すべきである。

○県民の理解を得るため，知事等の責任を明確にした上で，議会及び県民への説明責任を果たすべきである。

○金融機関に対しては，県民負担の軽減のために，引き続き清算処理への支援を積極的に交渉していくべきである。

○本団体破産後のまちづくりについては，県が責任を持って住民と協議して進めていくべきである。

○本団体を信頼して住宅を購入した住民を裏切らない誠実な対応が重要である一方，本団体は解散処理に直面しているため，県は，必要費用の負担について，県民に対して丁寧に説明する責任がある。

○破産手続において土地処分が進まない場合であっても，抜本的終結の妨げとなるため，県は原則として土地の再取得などをすべきではない。

○サンテーヌ土浦の事業譲渡や特定優良賃貸住宅事業に係るオーナーとの連帯債務の解消など解散に伴う課題については，公平公正な県民負担を念頭に早急に解決を図るべきである。なお，サンテーヌ土浦の事業譲渡については，入居者の将来にわたっての安心を担保するために万全を期すべきである。

○団体の解散に当たっては，プロパー職員の処遇に十分配慮すべきである。

○事業凍結中団地などについては，県有地等処分・管理対策本部の活用や，市町村との連携を図りながら，早期に処分すべきである。

※ 本委員会の調査結果に対し，県では，本団体解散の準備段階に入り，平成22年第3回定例会に，第三セクター等改革推進債の起債許可申請議案，歳入歳出補正予算案，知事等の給料及び退職手当を減額するための条例案を提出したものである。

参考として，提言に至るまでの委員会における委員の主な発言要旨を記載する。

＜委員の主な意見＞

・毎年の負担を考えれば，平成26年度まで待つのではなく，早期に解散すべきである。最低限でも平成22年度中であるべきである。

・解散，民事再生，破産などの明確なシミュレーションを行い，議会に提示すべきである。

・年度をまたぐような時期に解散を議論すると，オーバーナイトなどの問題があり決着しなくなるおそれがあるため，年度をまたがない時期に結論を出し解散できるよう準備しておくべきである。

・継続企業価値から見て，本団体の破産原因は以前から既にあったと思われ，今回の解散処理は遅い。

・第三セクター等改革推進債の活用が決まった場合でも，毎年度の償還を均てん化するのではなく，平成22年度あるいは23年度における負担の加算等を検討すべきである。

・自主解散であれ，破産処理であれ，県民の理解を得る必要があることに変わりはなく，責任の明確化を果たすべきである。

・県は，今回の失敗を繰り返すことのないように，破産に至った過去の経過を具体的に点検・検証する仕組みを作り，記録として残すべきである。

・法的処理をするに当たり，県が負担すべき損失額の把握のため，本団体が破産した場合の資産の換価額，債権者への配当額などのシミュレーションを行うべきである。

・特定優良賃貸住宅事業の問題は，解散まで努力する必要があるが，それを理由に解散時期を先送りして，県民全体の負担の増大を招くべきではない。

・特定優良賃貸住宅事業については，低利な資金が使える，不動産取得税あるいは固定資産税等で優遇される，建設費の補助金が受けられる，家賃の補助も受けられるなど様々な恩典があって，オーナーが自由な判断に基づき事業として行ったものだが，本団体がオーナーとの間に一方的な連帯債務契約を締結したことに，判断や見通しの甘さがあった。

・本団体は，オーナーが自分で家賃を集金している管理期間経過後も，長期にわたって高額な立替えを許し，すぐに処理しなかったことなど，問題を重ねて今に至ったと思われる。

・住宅団地の住民に対して，解散後の責任の所在や地域のまちづくりについて説明責任を果たすべきである。また，相談に応じる専門員を配置してもらいたい。

・公共施設の移管についての県の関わり方や，破産管財人による換価処分できない土地が残った場合の県の関与の考え方を明確にすべきである。

・破産管財人が競売等において換価・配当したものについて，県が負担をしたり，関与できるわけがない。破産というのは，それだけ県の手から離れる厳しい選択。売れずにタダ同然で戻る可能性があるかもしれないが，そのようなことに言及する利益はない。

② 財団法人茨城県開発公社

存廃検討・事業縮小

○本団体は，平成 30 年度には支援期間が終了することから，県の公共工業団地受託事業の状況等も見据えながら，存廃の検討を行うべきである。

○当面は，必要最小限の組織を目指し福祉施設部門，ビル管理部門の縮小化等により，事業の大幅な見直しに取組むべきである。

○福祉施設については，時代の変化も踏まえ，民間等に譲渡できるものは時機を逸することなく譲渡を検討すべきである。

○最大の課題である保有土地の早期処分については，魅力ある工業団地づくりとともに，公社と県と市町村の 3 者が連携した販売体制づくりを整備していくべきである。

○県が承継する未造成工業団地等についても，改革工程表に基づき利活用方策を検討するとともに，一般財源で買い取った土地の売却額や，処分面積などを県民に説明すべきである。

○開発公社ビルは，新たなテナント探しに全力で取組み，団体の事務所を速やかに移転し賃料収入の確保に努めるとともに,早期売却を進めるべきである。

○茨城空港旅客ターミナルビルの運営は，できる限り精度の高い収支予測を前提とし，県への新たな財政負担とならないよう，未利用スペースの有効活用や誘客促進などに取組みながら，3 年以内に民間への譲渡等の実現に努めるべきである。

明るい見通しのある時こそ譲渡等の好機と認識し，タイミングを逸しないよう譲渡等に向けた取組みを進めるべきである。

○支援期間内においては，予定した支援策以上の県の財政負担が生じないように，経営改善のためのあらゆる方策を講じていくべきである。

＜委員の主な意見＞

・開発公社が土地開発を行っている県は，茨城県だけであり，最終的には縮小してできるものだけをやっていくという議論ではなく，存廃も含めて将来，開発公社のあり方を検討するということに頭を切り換えていった方が良い。

・県の将来方向が「事業継続」に分類されたが，必要最小限まで事業を縮小して，財政を切り詰めながら，節約しながらも最大の効果を得るような県支援を行って，解散時期を模索していくという将来方向であるべきである。

・改革の取組みが県民に見えるように説明責任を果たすべきである。経営改革プランが達成できないときの責任の所在を明確にすべきである。

・施設については，譲渡という形を中心に，聖域なく検討すべきである。

・茨城空港ターミナルビルにおける未利用スペースの県費での借上げは，手法を変えた開発公社支援のための県費投入であり，本来の改革とは言えない。

・開発公社による空港ターミナルビルの経営を支援するために，賑わいづくりをするという考え方は，主客転倒している。就航対策と賑わいづくりは別組織で行うべきである。

・公共工業団地の一つずつの土地について，購入価格と販売価格，損失の負担方法などを明らかにする必要がある。

・県有地等処分・管理対策本部なども活用して時機を逃さないよう土地処分を推進すべきである。

・代替地の処分については，市町村と協議して譲渡を検討すべきである。

・開発公社の事業に係る借入れに際して，県・本団体のリスク認識が稚拙であったのと同時に，金融機関が自分は損失補償契約でリスクを回避できるので，県に助言をせず，県の判断に任せてきたのではないか。

・知事と金融機関トップとの交渉をすべきである。

・損失補償契約の見直しも当然になされるべきである。

③ 鹿島都市開発株式会社　　**県の財政的関与の廃止**

○本団体は，鹿島地域の振興を図るため，無利子長期借入金や不動産の優先的利用など県の支援を受けながらホテル事業を行ってきたが，近年では民間と競合する状況であることから，将来的には，県関与を廃止し，自立化を図るべきである。

○当面は営業努力を継続し，県貸付金の償還を促進するが，ホテル部門における経営状況が悪化した場合には，売却等も視野に入れた議論を進めるべきである。

○設計管理事業について，民間と競合せず，公共性，公益性が発揮できる分野である場合には，類似の事業を行う公益法人などが担うことを検討すべきである。

○県貸付金償還額の見直しについては，県財政健全化の見地から，貸付元である鹿島臨海工業地帯造成事業特別会計の収支見通しを踏まえ，県が検討，判断すべきである。

＜委員の主な意見＞

・民間ホテルでは，サーファー向けプランを用意するなど週末対策に努力している。鹿島セントラルホテルにおいても，平井海岸などに近く，東関東自動車道などアクセスも良いことを活かし，週末対策をさらに検討してもらいたい。

・鹿島の地域開発のシンボルとしてさまざまな事業が行われてきた。ホテル事業も大きな役割を果たしてきたと思うが，宿泊や婚礼では民間が進出し，競争性が高まっている。

・成田など周辺の民間ホテルでも，大手ホテルグループに統合され，名称を変えて営業している。サッカースタジアムでの大規模イベントの開催や観光振興，航空会社との連携などを今後進めるためにも，民間の知恵やノウハウを取り入れ，より広くオール鹿島として将来を見据えて，ホテル経営のあり方，方向性を考える時期に来ている。

・県からの 100 億円の無利子貸付や不動産の優先的利用など優遇措置を受けた上での黒字であり，実質的には県に依存した経営である。それを認識した上で経営判断すべきである。

・県委託事業の委託金に依存した経営であってはならない。

④ 茨城県土地開発公社　**存廃検討・事業縮小**

○地価の下落している現状においては，公拡法に基づく用地の先行取得事業の必要性は限られてきており，将来的には廃止も視野に入れるべきである。当面は，真に緊急性，必要性のある事業に限定し，事業縮小に努めるべきである。

○ひたちなか地区などの保有土地については，含み損を明確にするとともに，地元の市や企業とも連携を取りながら，全庁一丸で販売体制を強化することにより早期処分を進め，県長期貸付金の早期返済を実現すべきである。

○代替地の売却を推進するための売却用途制限の緩和について，国に要望していくべきである。

＜委員の主な意見＞

・県による先行取得の場合には国の補助金の適用がないなど障害はあるが，土地開発公社はこれまで多くの功績を残しながら役目を果たしたと勇断して，支援スキームをやめ，解散という思い切った決断をすべきである。

・219 億円の県貸付金の返済計画は，土地が売れたら返す，売れなければ返せないという，非常に甘いものである。一方，土地販売は人員が不足して体制ができておらず，県が責任を持って売る努力をすべきである。

・土地処分が進まない，金利が膨らむというようなことも国が救済するように，制度改正なども要望していくべきである。

・金利等の抑制のため，債権放棄や土地を担保にした有利な借換えなどの方策について，金融機関と議論してもらいたい。

⑤ 財団法人グリーンふるさと振興機構　**団体の廃止**

○県北地域振興の活動主体は，本来，該当する市町であることが望ましく，圏域市町などへの機能移管により，本団体は発展的に廃止されるべきである。

○県の人的・財政的関与の削減を改革工程表により具体的に管理し，スピード感を持って，本団体の事業効果の検証と円滑な移管に取組むべきである。

○団体の事業は一過性のイベント業務ではなく，圏域市町の産業振興や交流人口の拡大，定住人口の維持・拡大など，県北地域の振興に実質的に寄与する事業を中心とし，県，市町，地域づくり活動団体等との役割分担の明確化と連携強化を図る必要がある。

○収益事業として開始した旅行業については，早期の収益確保が達成できない場合には，事業の廃止を検討すべきである。

＜委員の主な意見＞

・平成 22 年に存廃の検討ということだが，数年猶予期間を設ける必要がある。収益事業については，黒字が前提なので努力をすべきである。

・平成 27 年度末の発展的解散の時期は，さらに早めるべきである。

・新たな発想や仕掛けを持って，事業に取り組んでいくべきである。

・県の人的，財政的関与の段階的削減を改革工程表に具体的に盛り込むべきである。

・平成 28 年度から新たな体制とあるが，連絡協議会的なものならば良いが，新たな県出資団体を立ち上げてはならない。

・団体の事業は，団体を残したいからという発想ではなく，県北地域の真の振興につながるものを考えて，十分に吟味すべきである。

⑥ 社会福祉法人茨城県社会福祉事業団　**県の財政的関与の縮減**

○県立あすなろの郷の運営費における県費負担額については,平成 23 年度までに県が政策的に負担するとしている 6 億円まで削減するよう，全力で取組むべきである。

○県立あすなろの郷については，県立施設としての必要規模や建て替えによる施設の集約化の検討と併せて，民間法人の活用なども視野に入れた施設管理の見直しについても検討を行い，経営の効率化を図るべきである。

○社会福祉事業に集約化するなど必要な業務への人材等の集中的な投入や事務部門の合理化，組織のスリム化などにより，自主・自立した運営を目指すべきである。

○県立あすなろの郷は，民間施設の模範となるよう施設を管理運営していくとともに，民間施設での支援が難しい障害者への専門的支援などの役割を果たしていくべきである。

⑦ 財団法人茨城県教育財団

県の人的関与の削減

○本団体の自立化に向けて，県派遣職員については，団体の直接雇用や退職教員の積極的活用などあらゆる努力により，早期の，必要最小限までの削減を達成し，経費についても大胆な縮減を図っていくべきである。

○生涯学習センターや青少年教育施設の指定管理業務など民間に任せることのできる部門については，積極的に民間団体の参入促進を図るべきである。

○県立歴史館の公文書館機能については，公文書等の管理に関する法律などが制定された状況を踏まえ，県が直営する場合と本団体を通して運営する場合のメリット，デメリットを整理すべきである。

○埋蔵文化財発掘調査事業についても民間事業者の活用を積極的に推進すべきである。

＜委員の主な意見＞

・指定管理業務に携わる県派遣職員はゼロにすべきである。

・県派遣職員とプロパー職員の割合は，団体の自立性とサービスの確保のバランスから，50 対 50 を数値目標として，県派遣職員の削減を進めるべきである。

・指定管理者制度の本来の趣旨から，教育財団に代わりうるＮＰＯや民間団体を育成することが重要である。

・次期指定管理の公募条件は，実際に民間団体などの応募が増え，指定管理料の削減効果が現れるように，資格など必要最低限まで公募条件を緩和すべきである。

・民間と競合する部分はできるだけ民間に移行すべきである。埋蔵文化財発掘調査事業などは，昭和 40 年代の国の指導による限定であり，法律的に特定しているわけではないので，さらに民間が参入してよい部門である。

・県立歴史館の公文書館機能のあり方の議論に 3 年もかけず，よりスピーディーな議論で判断してもらいたい。

（２）精査会計の改革方向

① 鹿島臨海工業地帯造成事業特別会計　**一般会計への一元化**

○本会計は，事業の進捗状況や保有土地の処分状況等を踏まえ，地元市等の意見を十分聞きながら，将来を見据えて一般会計への一元化に向けた検討をスピード感を持って進めるべきである。

○他会計への無償貸し付け土地の有償所管換えなど，新たな歳入確保策の検討に当たっては，早急に対応すべきである。

○鹿島都市開発からの償還額の平準化の検討に当たっては，特別会計の収支見通しを十分踏まえて実施すべきである。

○工業団地等については,優遇措置の積極的なＰＲやリース制度の活用に加え,今後，価格の引下げ等により，早急に処分すべきである。

② 都市計画事業土地区画整理事業特別会計　**事業の計画的推進**

ア　ＴＸ沿線開発

○本事業は，整備計画の見直しによる造成経費の圧縮などにより，事業費総額の縮減にスピード感を持って取組むべきである。

○土地処分方策として，業種に応じた事業用定期借地制度の活用や，住宅事業者等との共同分譲，民間卸などを積極的に推進すべきである。

○ニーズに適応した販売戦略を練り直し，好条件の土地は全力で売り切っていくべきである。悪条件の土地については，国費等の活用による買取りなど将来負担の抑制につながる知恵を絞り，処分を進めるべきである。

○国庫補助金や交付税措置のある県債を活用した大規模緑地の買取り等の対策については，特別会計の金利負担と比較した場合の負担軽減効果について県民が理解できるよう，情報開示に努めるべきである。

＜委員の主な意見＞

・つくばスタイルということで魅力を訴えているが，より具体的な新しい戦略とすることも含めて，多少見直す必要があるのではないか。

・いかにまちづくりをして魅力ある地域にしていくか。まず土地に商品力をつけてもらいたい。一方，職員が危機感を持って営業活動をしないと売却できない。営業力を発揮させるため，士気を高めるため，売却実績に応じた賞与支給など成果主義を導入してはどうか。

・土地を売却の可能性によって区分しておく時期ではないか。

・販売価格は無際限に引き下げて良いわけではなく，適切な価格により，土地処分に取組むべきである。

・伊奈・谷和原地区の小中学校用地については，市と協議を進め，できるだけ早期に処分すべきである。

・いかに買ってもらうかのＰＲや誘致活動，価格等の設定の戦術に磨きをかけてもらいたい。

・販売計画を 10 年延長したが，何年か後に，同じ見直し議論が行われることのないように，単なる土地処分の仕掛けだけではなく，地域の魅力を高めるため，ソフト面でのパフォーマンスや魅力づくりが必要である。

イ　阿見吉原地区

○整備計画の見直しによる造成経費の圧縮などによって事業費総額の縮減に取組むべきである。

○計画的に事業の推進を図りながら，商業系や物流系など多様な土地活用の促進に努めるとともに，企業誘致による経済波及効果など全体的な地域活性化の視点を重視すべきである。

③ 病院事業会計

経営や収支の改善

○本会計は，引き続き平成 22 年度からの 4 年間を第二期改革期間として，県立病院の経営改善とともに，第二次・第三次救急医療を担うことができる体制を目指すなど，県民の信頼に応える政策医療の提供体制の充実に向け，全力を挙げて取組むべきである。

○第二期改革に取組むに当たっては，第一期改革期間において経営改善の効果を評価する指標が明確でなかった反省を踏まえ，設置者である知事の責任の下，県立病院の役割と位置づけを明確にした上で，今後の経営目標や一般会計からの繰入基準についての考え方を県民に明示し，改革の効果を客観的に検証できる体制を整えるべきである。

○また，県立中央病院に周産期センターを設置することについて，病院局と知事が協議の上で方針を明確にし，産科及び小児科入院の早期再開を目指すべきである。

○県立病院の経営形態については，県財政への負担軽減を図るために，地方独立行政法人への移行や民営化など，あらゆる経営形態への転換をも視野に入れて方向性を定める必要があるが，地方公営企業法の全部適用を継続する場合にあっても，抜本的な経営改善を推進すべきである。

○県立病院の収益体制や高コスト体質を改善し，政策医療として真に必要な一般会計からの繰入金額を精査すべきである。

〇本会計は，繰入金額を精査すべきであり，必要な政策医療を担いつつ，繰入金を縮減すべきである。

〇ドクターヘリ導入に伴う小児救急医療体制の充実など，前向きな視点も病院改革には重要である。

＜委員の主な意見＞

・第 2 期改革に入るときには，前段の 4 年間の総括をしなければ県民全体の理解は得られない。

・地方公営企業法全部適用によるドラスティックな改革を期待したが，良くなったこともあるかもしれないが，産科は再開ができず，小児科は迷走，本庁経費もかかっている。今後の経営目標でも同規模・類似の平均値を目指すにすぎず，これらの目標値は 4 年間で達成しなければならなったことである。

・4 年前までは構造的にも人的にも組織的にもひどかった。その中で，収支の実質改善や病床利用率，診療単価，救急患者数など改善しており，頑張ってきた。

・県立病院が県全域から認識されるよう啓蒙すべきである。

・友部病院とこども病院は役割がはっきりしているが，中央病院は診療内容等で民間とのすみ分けがあいまいである。明確な目標を持つべきである。

・今後，全適を継続するならば数字的な目標を決めて，展望を持って進められるようにしてもらいたい。

・時間を延ばせば延ばすほど，県民の貴重な税金がつぎ込まれていく。背水の陣で第 2 期改革に臨み，毎年度，収支改善の状況を，経営形態の検討を含めて行うべきである。

・県民や企業から，賛助金や追加出資などを含めて物心両面で支えられるような方向を目指してもらいたい。

・民間病院では救急や周産期，がんなどの政策医療を行っているが，医業収益をあげ，補助分以外の不足額を抑制する努力をしている。県立病院では一般会計からの繰入金分を適宜割り振って「政策医療」だと言っているが，収益体制，高コスト体質を改善したうえで政策医療に必要な額を算出すべきである。

・繰入金の額が適切かどうかについて，どの部分が政策医療で，専門科医療で，一般の地域医療かいうことがあまり論じられない。県立病院としての果たすべき役割があって，最低限これだけの繰入金がないとやっていけないとか，これだけのものをやってほしいとか，そういうような基準があると思う。各部でよくすり合わせて繰入れの限度を決めるべきである。

・県立病院において政策医療的なものをどう追求していくのかということは大きな課題である。県立病院の役割は，民間病院で耐えられないような利益が出ない部門でも必要な医療を担うことであり，その中での要は救急医療であり，救急医療体制の充実を追求していくべきである。

・第 2 期改革では，職員の意識改革や経営感覚を持つことなどを積上げて頑張ってもらいたい。

・救急医療など赤字が膨らむところは，政策医療としてきちんと論拠づけをして，それに準じた体制づくりをしていった方が良い。救命救急センターの設置に向けて努力をしてもらいたい。

・地方公営企業法全部適用の下，県立病院に関わる職員が一丸となって，県財政負担軽減のための方策というものを実現していかなくてはならない。

3　準精査団体・準精査会計の改革方向

（１）準精査団体の改革方向

① 財団法人茨城県青少年協会

統合・再編

○青少年や若者への支援という本団体の役割は依然として大きいが，県立青少年会館の指定管理業務を受託できない場合，自立的経営は困難である。

○今後,県による青少年や若者への支援の総合的かつ一体的な実施とあわせて，指定管理者制度の適用の見直しや他の類似団体との統合・再編を含めて，団体や施設のあり方を，幅広く検討したうえで，期限を定めて，抜本的に見直すべきである。

② 財団法人茨城県環境保全事業団

事業の計画的推進

○エコフロンティアかさまの操業期間は,地域住民との約束である 10 年を超える見込みであるが，さらなる処分量確保策に取組み，30 年よりも極力短期間となるよう努力すべきである。

○経営計画や長期借入金の償還計画の見直し，プロパー職員の採用などについても，30 年を想定するのではなく，処分実績を踏まえながら，より短期間での事業完了を目標として判断すべきである。

③ 財団法人茨城県看護教育財団

事業の計画的推進

○本県の 10 万人当たりの看護職員数は，平成 20 年末で 865.3 人，全国 42 位と低い水準にある。このため，看護職員の一層の養成及び定着が必要であり，本団体は，看護専門学校の運営において，さらに質の高い人材養成を進めるべきである。

○看護専門学校の自立的経営のための定員及び授業料等の見直しについては，それにより入学を断念するなどして応募者数の減少が起きないか，事後検証を綿密に行うべきである。

○養成した人材が県内に定着しているか，卒業数年後の転出状況も含めて調査すべきである。

④ 株式会社いばらきIT人材開発センター　**県の財政的関与の縮小**

○本団体は，県が筆頭出資者ではなく，経営改革を主導的に行えないため，最大株主である（独）情報処理推進機構や地元古河市などと，累積損失の早期縮減を図るとともに，自立化に向けた協議を進めるべきである。

○本団体は，民間事業者と競合しない分野，すなわち採算性が低く，小規模な専門的研修の実施について担うべきであるが，損益分岐点の管理などを徹底し，国や県からの委託に依存しない経営に努めるべきである。

⑤ 財団法人茨城県農林振興公社
⑥ 社団法人茨城県穀物改良協会
⑦ 社団法人園芸いばらき振興協会　**統合・再編**

○公益法人制度改革に伴う準備・手続きを迅速に進め，3法人を平成25年度までに茨城県農林振興公社に再編・統合すべきである。

○再編・統合の妨げとなる分収造林事業は，団体から切離し，県が直接行うべきである。

○統合に当たっては，各事業を必要性や効率性の観点から精査し，事業や組織，役員などのスリム化を図るべきである。

⑧ 財団法人茨城県建設技術公社　**（道路公社との）統合**

○本団体は，茨城県道路公社との総務経理部門の統合を進め，効率的な業務執行に努めるべきである。

○茨城県開発公社ビルへの本部，支部の集約化を進め，組織再編による人件費など経費の縮減に努め，経営の安定化を図るべきである。

⑨ 茨城県道路公社　**（建設技術公社との）統合**

○本団体は，（財）茨城県建設技術公社との総務経理部門の統合による経営基盤の強化や，有料道路の利用促進による料金収入の確保，内部留保金による繰上償還，より有利な資金への借換えなどにより，長期借入金の早期償還に努めるべきである。

○将来的には，県負担が最少となる時期を見据えて，団体を解散すべきである。

○解散に当たっては，プロパー職員の再就職先の確保などに十分に配慮すべきである。

（２）準精査会計の改革方向

① 港湾事業特別会計

事業の計画的推進

○企業ニーズを踏まえたポートセールスや積極的な企業誘致により，取扱貨物量の増加を図るべきである。

○茨城県産業立地推進東京本部と連携して，既存立地企業や港湾関連企業への誘致活動を積極的に進め，早期処分を進めるべきである。

② 流域下水道事業特別会計

経営の改善

○企業会計の導入は，会計の健全化と市町村や一般県民の負担とのバランスを取りながら進めるべきである。

○研究会等において,市町村と費用負担のあり方などについて合意形成を図り,新たな財政収支計画を作成し,地方公営企業法財務規定の平成 23 年度からの適用を目指すべきである。

③ 県立医療大学付属病院特別会計

経営の改善

○収入確保策としては，病床利用率の向上や研修士人数の拡充，画像診断サービスの拡充を行うべきである。

○支出削減策としては，医療経営，医事事務専門家の導入の検討や，後発医薬品等の採用，委託業務等のさらなる見直しを行うべきである。

（３）その他の特別会計・企業会計の改革方向

① 競輪事業特別会計

事業の計画的推進

○財団法人ＪＫＡに対して，還付金ではなく，交付金自体の引下げを引き続き求めていくべきである。

○今後，自動販売機の導入やスタンドのコンパクト化に伴い，さらなる従業員数の削減を図っていくべきである。

○収益の確保を図りながら引き続き一般会計への繰出しを行い，財源確保に寄与すべきである。

② 水道事業会計

事業の計画的推進

○中期経営計画に基づき，計画的な事業運営を行うとともに，企業債等の繰上償還等の実施により財政基盤の強化を図っていくべきである。

③ 工業用水道事業会計

事業の計画的推進

○中期経営計画に基づき，計画的な事業運営を行うとともに，企業債等の繰上償還等の実施により財政基盤の強化を図っていくべきである。

④ 地域振興事業会計

事業の計画的推進

○阿見東部工業団地の土地造成事業について，平成 21 年度は 5 ヘクタール，約 3 億円の黒字の見通しであったが，目標には届かなかった。今後も現実的な計画を策定し，販売活動を行うべきである。

⑤ 貸付金会計

事業縮小

○生活再建に関わる事業以外の県貸付金は，他の金融制度や金融商品などに移行し，廃止する方向で検討すべきである。

○市町村からの資金需要を的確に把握し，予算編成に反映させるべきである。

○より使いやすくするため，制度改正や運用の改善を進めるべきである。

○滞納対策としては，公平性の観点から債権管理を徹底して行うべきである。

第３　財政健全化の視点からの対策

ここでは，本県の財政状況及び保有土地に係る将来負担の問題，これまでの対策を概観し，財政運営のあり方等を提言する。

1　県財政への影響

（１）本県の財政状況

本県財政は，依然として厳しい状況にある。国の地方財政対策により平成 22 年度の地方交付税が 1.1 兆円増額し，一般財源は増加したものの，三位一体改革以前の平成 15 年度の水準には回復しておらず，歳出面では，人件費や公債費が大幅に増加し，財政の硬直化が進行しているため，平成 22 年度当初予算編成時には 110 億円の財源不足が生じている。この 110 億円については，県債管理基金からの繰替運用により確保している状況である。

また，県債残高は，平成 22 年度末見込みで 1 兆 9,105 億円と，平成 22 年度当初予算の約 1.8 倍の規模にまで増加しており，このうち半分程度を自主財源で償還していかなければならない。一般財源基金残高は，平成 22 年度末見込みで約 51 億円と枯渇寸前の状況である。歳入歳出から，新たな借入れである県債等と，過去の借入れに充てる公債費を除いた「プライマリーバランス」は，平成 20 年度から急速に悪化しており，平成 22 年度は 554 億円の赤字，平成 23，24 年度も大幅な赤字となる見通しである。

（２）保有土地問題

本県の保有土地に係る借入残高は，平成 21 年度末で約 4,293 億円となっており，これらの事業に係る保有土地の面積は約 1,594ha となっている。

保有土地全体の簿価は，約 4,356 億円であるのに対して，平成 21 年度末時点で処分できた場合の収入見込額は，約 2,593 億円であり，約 1,763 億円の評価損が発生している。

また，処分代金で返済する計画のため，処分が進まなければ，金融機関に対して利息を支払うだけとなり，その年額は，平成 21 年度分で約 63 億円にのぼる。

県出資団体のうち，多くの保有土地を抱える茨城県住宅供給公社（保有土地面積 234.1ha），茨城県土地開発公社（同 70ha），茨城県開発公社（同 114.4ha）は，土地の評価損の表面化や販売不振などにより経営破綻状況に陥っている。

また，都市計画事業土地区画整理事業特別会計におけるＴＸ沿線開発（同 303.9ha）でも，長期的な地価下落や長引く景気低迷などによる宅地販売の落ち込みにより，多額の将来負担が見込まれる状況にある。

地価下落傾向が続く中においては，これらの土地を保有し続ければするほど評価損が増大し，支払利息が増嵩し，県負担が増大することになる。

したがって，県財政に及ぼす影響を最小限とするための対策について，迅速かつ十分に検討し，適切に対応していく必要がある。

（３）将来負担比率及び将来負担見込額

こうした中，平成 19 年 6 月に公布された地方公共団体財政健全化法により，すべての地方公共団体において，平成 19 年度決算から，財政の健全性に関する各指標である健全化判断比率（実質赤字比率，連結実質赤字比率，実質公債費比率，将来負担比率）及び資金不足比率を算定し，監査委員の審査に付して議会に報告し，公表することとなった。さらに，平成 20 年度決算からは，4 つの健全化判断比率のうち 1 つでも，それぞれに設けられた早期健全化基準，又は財政再生基準を超えた場合は，財政健全化計画，又は財政再生計画の策定が義務づけられたところである。

4 つの健全化判断比率のうち，将来負担比率は，一般会計等に加え，公営事業会計，一部事務組合等，地方公社・第三セクターなどを含めた全体の実質的な負担を把握する指標であり，一般会計等が抱えているすべての負担が，一般会計等の標準的な年間収入の何年分あるのかなど，その団体の将来の財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すものである。将来負担比率の早期健全化基準は，都道府県・政令市においては 400％と設定されている。

第 7 回委員会において明示された，本県の平成 20 年度決算に基づく将来負担比率は，288.7％と全国で 4 番目に高い水準にある。将来負担額のうち県債残高が 71％と最も多く，次で退職手当が 14.7％となっているが，本県特有の問題は，一般会計繰入れや県出資団体の負債など，保有土地等に係る将来負担額の割合が高く，全体の順位を押し上げていることである。そのため，保有土

地等に係る将来負担見込額の総額は，約2,300億円にのぼり，先送りせずに今後20年間で対応しても，毎年度100億円程度の現実の支出が必要であると言う。さらに，今後の経済動向等により土地処分や債務返済などが悪化すれば，将来負担算入の基礎が崩れ，さらなる県財政負担の増大は避けられない。

また，第13回委員会においては，平成21年度末決算見込みに基づく将来負担比率が約296%とさらに上昇していることが明らかになった。そのうち，約37%が保有土地に係る分となっており，保有土地等に係る実質的な将来負担見込額は，1,890億円程度（ＴＸ会社からの償還剰余金による繰上償還を除いた額）にのぼっている。

したがって，いずれにせよ，県財政の健全化を確保するため，どのように県負担の増大を抑えながら，将来負担額の縮減を進めるのか，その財政運営のあり方や，県出資団体等の取組みを検討する必要がある。

2　保有土地対策

（１）平成 18 年度～21 年度当初

減損会計の導入等により住宅供給公社と土地開発公社が債務超過に陥ったが、県財政が厳しいため一括処理ができず，平成 18 年度から 10 年間での分割による対策を講じてきた。

①　平成 18 年度の対策

平成 18 年度には，県住宅供給公社については，負債のうち 461 億円を毎年度 46 億円ずつ県が補助し 10 年間で処理していく手法がとられた。また，県土地開発公社については，負債のうち 97 億円を毎年度 9.7 億円ずつ県が補助し 10 年間で処理していくこととされた。このほか県開発公社に関しては，県が委託している公共工業団地に係る借入金の利子 15 億円を措置した。合計約 71 億円の対策がとられた。

②　平成 19 年度の対策

県住宅供給公社については，先の処理手法にもかかわらず，分譲損失 2 億円の処理を追加せざるをえなかった。県土地開発公社の 9.7 億円，公共工業団地に係る借入金の利子等 32 億円を加え，合計約 90 億円の対策がとられた。

③　平成 20 年度の対策

県住宅供給公社については，分割処理 46 億円にさらに追加損失処理 18 億円を加え，県土地開発公社の 9.7 億円，公共工業団地借入金利子等 32 億円とあわせて，合計約 105 億円の対策がとられた。

④　平成 21 年度（当初予算）の対策

平成 21 年度当初には，新たに県開発公社の債務超過回避対策として，約 125 億円を毎年度 13～17 億円ずつ県が補助し 10 年間で処理していく手法がとられた。それに県住宅供給公社 46 億円と県土地開発公社 9.7 億円の処理，公共工業団地借入金利子 15 億円をあわせて，合計約 87 億円の対策がとられた。

総じて，平成 18 年度から 21 年度当初までにおいて，約 353 億円の対策がとられてきた。保有土地処分が進まなければ，さらなる追加処理の発生も十分に考えられる。

（２）平成 21 年度補正～平成 22 年度当初

① 対策の全体像

平成 20 年度決算ベースの保有土地に係る将来負担見込額約 2,300 億円に対して，およそ 20 年間で対応していくスケジュールの中において，平成 21 年度については，当初予算における対策約 87 億円に，10 月補正予算 7 億円，最終補正予算 147 億円を追加し，合計約 241 億円の対策を提案し，議決を得た。

また，平成 22 年度については，当初予算で約 118 億円の対策を行うこととしている。

② 対策の内訳

ア　茨城県住宅供給公社

県住宅供給公社については，46 億円の債務超過対策に加えて，平成 21 年度補正から，保有土地の低価法評価損及び分譲損失 60 億円を毎年度 8.6 億円ずつ 7 年間で処理していく手法がとられる。また，桜の郷整備事業に関する委託料の精算として 23 億円が追加され，平成 21 年度合計約 78 億円の対策がとられた。

平成 22 年度には，46 億円の支援策と 8.6 億円の保有土地対策で合計約 55 億円の対策がとられる。

イ　茨城県土地開発公社

県土地開発公社については，9.7 億円の債務超過対策がとられており，また，土地開発公社に用地取得を委託している桜の郷整備事業について，平成 22 年度当初から用地取得に係る借入金利子 1 億円を負担し，合計 11 億円の対策がとられる。

ウ　茨城県開発公社

県開発公社については，未造成工業団地等の事業承継 85 億円を 10 年間で処理していく手法がとられ，平成 21 年度 10 月補正で，このうち 7 億円が措置された。また，平成 21 年度最終補正で，公共工業団地の計画償還 15 億円が追加された。平成 21 年度合計約 53 億円の対策がとられた。

平成 22 年度には，17 億円の開発公社支援対策に加えて，29 億円の公共工業団地現年度利子・計画償還で，合計約 46 億円の対策がとられる。

エ　ＴＸ沿線開発

ＴＸ沿線開発については，平成 21 年度最終補正で，県債管理基金を活用した県債の繰上償還 100 億円が追加された。

平成 22 年度には，上下水道等の関連公共施設整備負担金の一部として 7 億円の対策がとられる。

保有土地対策関係予算

		H18	H19	H20	H21	H22
住宅供給公社関連		46　(46)	48　(2)	64　(18)	78　(32)	55
	経営支援補助金	46　(46)	46	46	46	46
	決算損失処理		2　(2)	18　(18)	9　(9)	9
	桜の郷造成委託料の一括支払				23　(23)	
土地開発公社関連		10　(10)	10	10	10	11
	経営支援補助金	10　(10)	10	10	10	10
	桜の郷用地分の利子支払					1
開発公社関連		15　(15)	32　(17)	32　(17)	53　(22)	46
	経営支援補助金				17	17
	公有財産購入費（江戸崎工業団地）※1				7　(7)	
	公共工業団地の現年度利子	15　(15)	17　(2)	17　(2)	15　(0)	14
	公共工業団地の計画償還		15　(15)	15　(15)	15　(15)	15
三公社合計		71　(71)	90　(19)	105　(35)	141　(54)	111
ＴＸ特別会計関連					100 (100)	7
	県債繰上償還　※2				100 (100)	
	関連公共施設整備負担金					7
合　　計		71　(71)	90　(19)	105　(35)	241 (154)	118

※　（ ）内は補正予算分内書
※1　経済危機対策臨時交付金を活用（10 月補正）
※2　ＴＸ鉄道会社からの償還剰余金により返済（H26～29）

3　今後の保有土地対策の方向性等

第 15 回委員会において，県における今後の保有土地対策の方向性が以下のとおり示された。

（１）保有土地対策の基本的考え方

○保有土地の処分を最優先とし，「県有地等処分・管理対策本部」（平成 21 年 4 月設置）において，土地の利用価値，取引の実勢や将来の金利負担等を総合的に勘案した弾力的な価格設定を行うなど，全庁挙げて早期処分に取り組んでいく。

○保有土地等に係る実質的な将来負担見込額 1,890 億円について，ＴＸ沿線開発等に係る保有土地の処分が 20 年程度の期間を要することや,県民生活への影響をできる限り小さくするため，平準化を図りながら対策を講じていく必要があることから，平成 41 年までの 20 年間で計画的に解消する。

○対策の実行に当たっては，住宅供給公社の解散について第三セクター等改革推進債を活用し，併せてＴＸ沿線開発，桜の郷整備事業，阿見吉原地区開発事業の追加対策等に早急に着手するとともに，対策期間の後半においては，公共工業団地，港湾事業の計画的な償還も講じていくこととし，対策額の平準化を図っていくものとする。

保有土地等に係る将来負担対策（案）

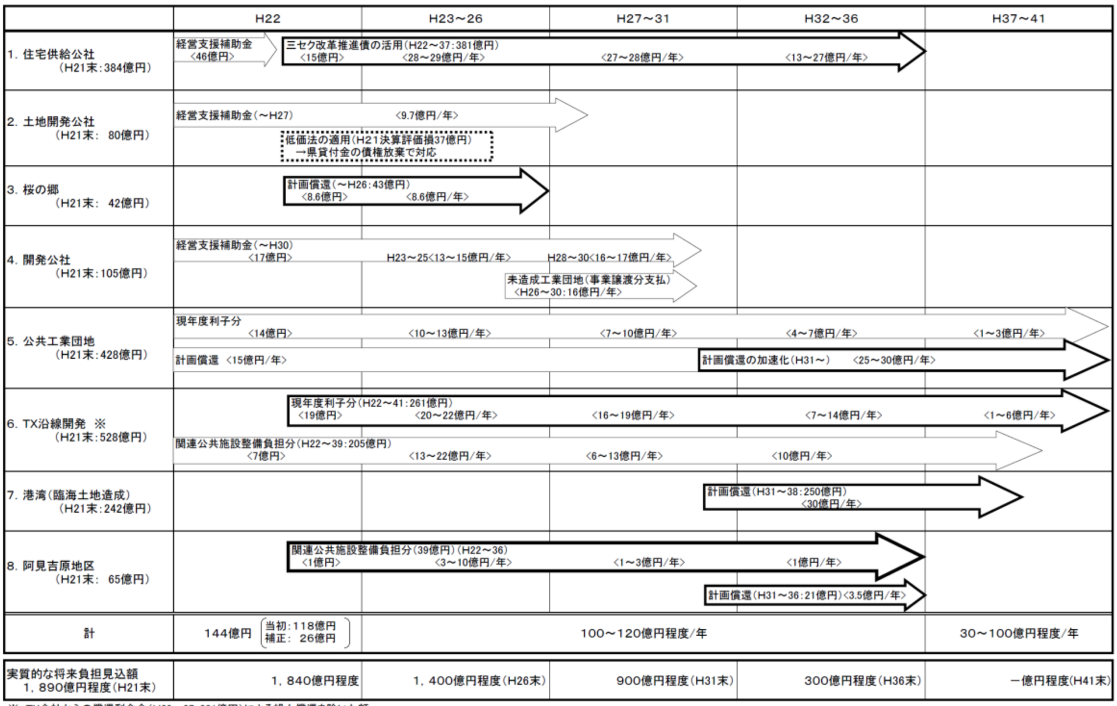

※ TX会社からの償還剰余金（H29～37：331億円）による繰上償還を除いた額

（２）第三セクター等改革推進債の活用案

① 対象額

住宅供給公社の負債 494 億円のうち，県の損失補償がある借入金 112 億円（民間金融機関 111 億円，国 NTT 資金 1 億円）と県の短期貸付金 268 億円との合計 380 億円を元本とした利子等を含む 381 億円が第三セクター等改革推進債の対象額である。

② 償還期間及び償還計画

ア　償還期間　　10 年または 15 年以内

イ　償還計画

《償還計画》　　　　（億円）

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33～37	合計
10年償還	２１	４２	４１	４１	４０	４０	４０	３９	３９	３９	１９	－	４０１ （２０）
15年償還	１５	２９	２９	２９	２８	２８	２８	２７	２７	２７	２７	１１７	４１１ （３０）
差　額	６	１３	１２	１２	１２	１２	１２	１２	１２	１２	△８	△１１７	△１０

※三セク債利率・・・年1.029%で試算（参考利率（5年債（0.598%）及び10年債（1.460%）の平均））
表中の合計額欄のカッコ書きは，三セク債利子で内数

（３）中長期財政収支見通し

① 策定の目的

県債残高や保有土地に係る将来負担見込額などの縮減対策を講ずるに当たり，持続可能な財政運営の確保の見通しについて，中長期的視点から検証する。

② 財政収支見通し

保有土地対策と三セク債の組み合わせによる 4 つの場合について，財政収支見通しがどうなるか，シミュレーションを行った。

ケース①　追加保有土地対策無し，三セク債発行無し

・平成 26 年度には県債管理基金が枯渇し，平成 27，28 年度は繰替運用ができない。このため，平成 28 年度には 340 億円の財源不足が生じ，財政再生団体に転落する。

ケース②　保有土地対策 10 年，三セク債 15 年償還

・平成 24 年度には県債管理基金が枯渇し，平成 27 年度には 320 億円の財源不足が生じ，実質赤字比率が財政再生基準 5%を超え，財政再生団体に転落する。平成 30 年度に財源不足が最大の 670 億円に達する。

ケース③　保有土地対策 20 年，三セク債 10 年償還

・平成 29 年度に財源不足が 160 億円生じ，実質赤字比率が 2.7%まで悪化する。経済動向等により，実質収支がさらに 60 億円程度悪化すると，財政健全化団体に転落するおそれがある。

ケース④　保有土地対策 20 年，三セク債 15 年償還

・平成 28 年度，29 年度には 90 億円の財源不足が生じるが，行財政改革等により回避する。最も持続的な財政運営が可能である。

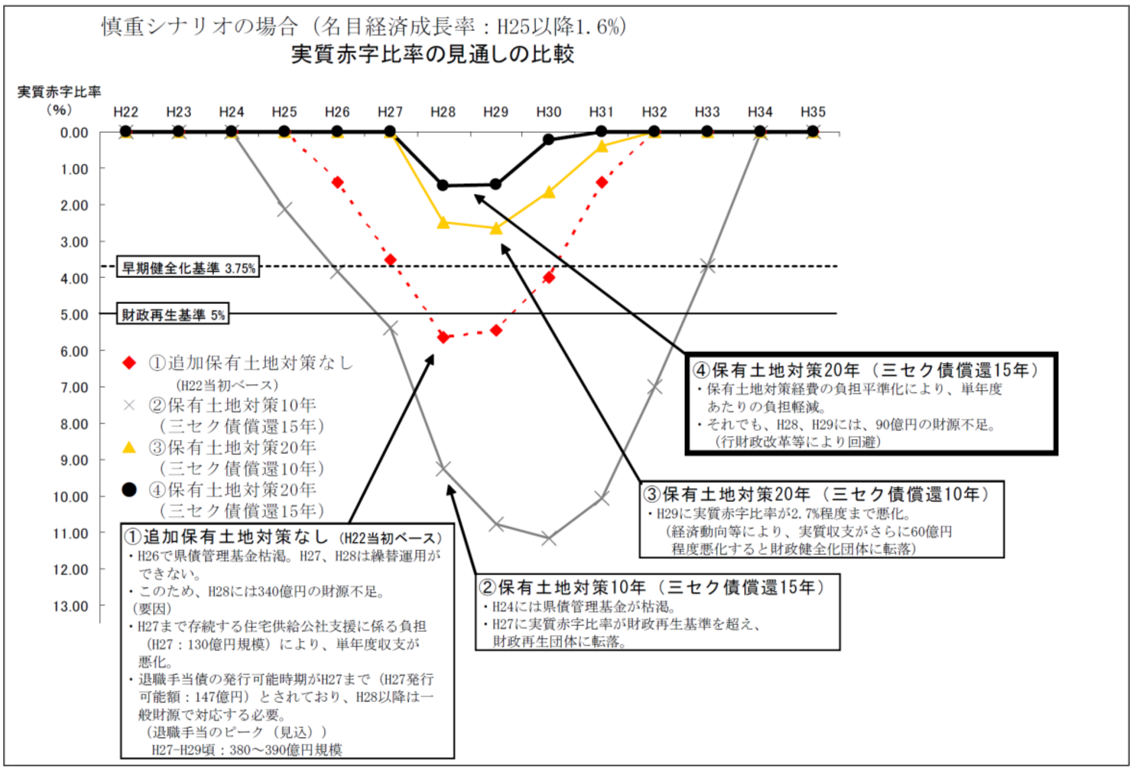

（４）県債残高，公債費の見通し

県債残高、公債費の見通し

○平成21年度末県債残高ベースで保有土地対策20年（三セク債償還15年）を講じた場合の県債残高、公債費は以下のとおりとなる。

前提条件		
県債	区分	発行額
	特例的県債	H22-24臨時財政対策債以外は新規発行なし
	退職手当債	H22当初予算に対する退職手当の増減見合いで計上 H28以降新規発行なし
	公共投資等県債	H22-H31：対前年度△3%　以降同額
公債費	区分	利率等
	銀行等資金	H22-H24：H22予算利率 （10年債＝1.8%，5年債＝1.3%、発行割合1：1） H25以降H35までに平均3%程度に上昇，以降同率 30年償還（3年据置）
	政府・機構資金	20年償還（3年据置）

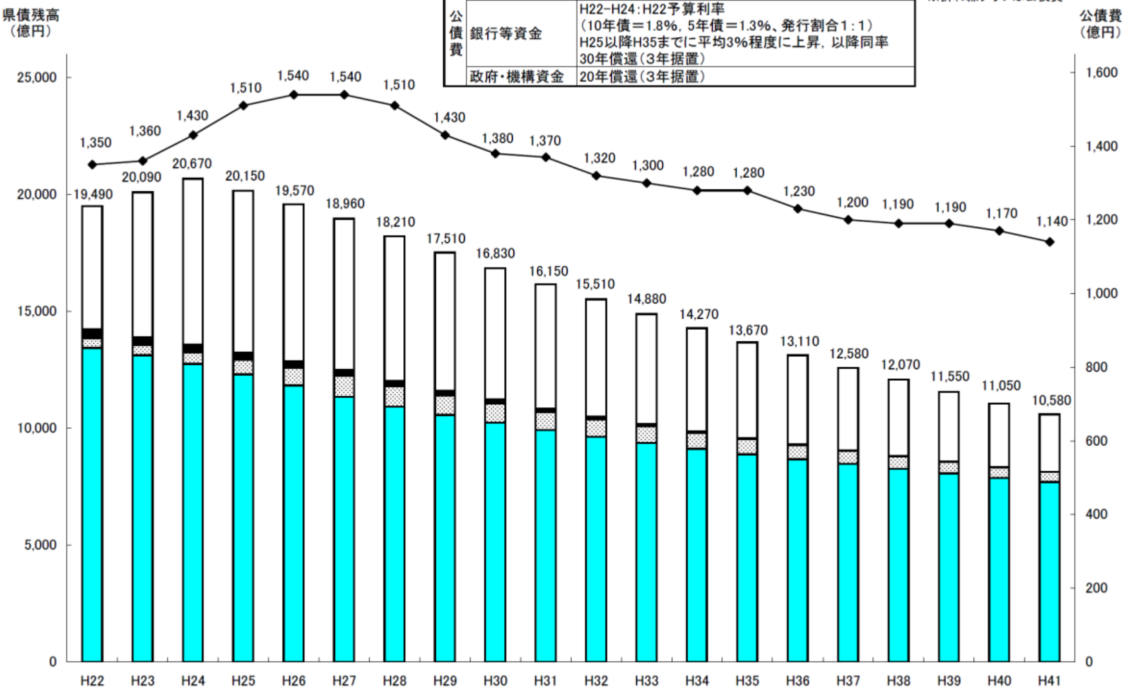

（５）将来負担の見通し

○保有土地対策20年（三セク債償還15年）による将来負担比率等の見通し

計画的に県債償還と保有土地対策を行っていくことにより、将来負担比率等は以下のとおり毎年度低減していく見通し

（単位：億円）

項目		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H36	H41
実質的な将来負担		15, 340	15, 080	14, 890	14, 680	14, 510	14, 310	13, 890	13, 600	13, 290	12, 960	11, 520	10, 440
	うち保有土地等に係る実質的な将来負担	1, 840	1, 730	1, 610	1, 480	1, 400	1, 280	1, 160	1, 090	1, 010	900	300	0
将来負担比率（%）		291	288	287	284	279	275	268	262	256	250	220	198
再掲	一般会計県債残高	19, 490	20, 090	20, 670	20, 150	19, 570	18, 960	18, 210	17, 510	16, 830	16, 150	13, 110	10, 580
	保有土地対策	153	110	110	110	110	100	100	100	100	120	110	30
	繰替運用後実質収支	0	0	0	0	0	0	△ 90	△ 90	△ 10	40	90	280

※「保有土地対策」は、保有土地等に係る実質的な将来負担への対策
※実質的な将来負担＝将来負担見込額－充当可能財源

将来負担比率と県債残高等の見通し

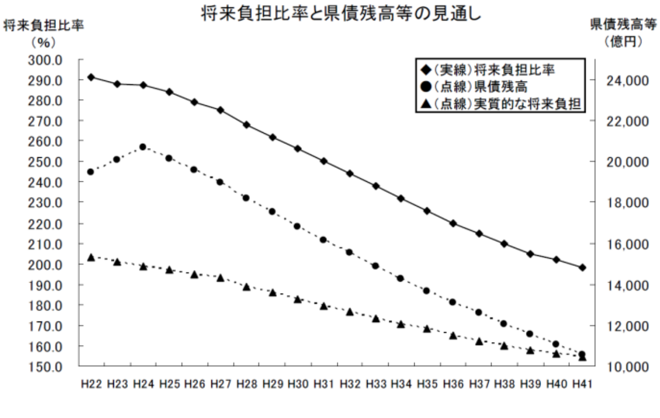

4　県財政運営のあり方等

① 県財政運営のあり方

○保有土地対策20年,第三セクター等改革推進債15年償還の場合であっても,今後の土地処分の動向によっては,対策が根底から崩れる恐れがあり,今後も,定期的に,財政シミュレーションによる対策の点検,管理を行い,議会や県民に報告すべきである。

○財政再建等調査特別委員会の提言にある通り,歳入の範囲内での県民福祉の向上を目指した予算編成の実現を中長期の目標とし,当面は,歳出削減及び歳入確保対策により,財源不足を補うための県債管理基金からの繰替運用を確実に減少させ,遅くとも平成25年度までには解消すべきである。

○平成24年度まで赤字の見通しが示されているプライマリーバランスであるが,臨時財政対策債などの特例的県債の地方交付税への早期復元を国へ要望するとともに,特例的県債を除く県債残高の一層の削減に努め,早期の改善を図るべきである。

○県出資団体支援に単年度貸付金を多用しているが,団体の経営悪化や金融機関の貸出態度の硬化などにより,年度末貸付金返済のためのオーバーナイト資金が確保できない場合には,県財政に多額の歳入不足が生じ,財政再生団体への転落の危機を招く恐れがある。したがって,精査団体に対する単年度貸付金は,廃止時期を示した上で,計画的に縮減していくべきである。

○保有土地対策として一般財源の投入を行う場合には,危機的な財政状況が県民に理解されるよう,一般財源の使途について保有土地に係る対策とその他の一般行政経費を区分して整理すべきである。

○一般財源の投入は,外形的に特別会計が改善されるように見えても,実際は一般会計が負担することになり,他の政策の制限につながる非常に重要な政策判断であることを肝に銘じ,慎重に検討を行うべきである。

○第三セクター等改革推進債の活用や保有土地対策の実施による県民福祉への予算配分の影響をわかりやすく県民に提示すべきである。

○ＮＴＴ資金を支払うことについて,債権者平等の原則から,破産管財人の否認権の行使や偏頗行為に当たる可能性がないか十分に確認しておく必要がある。

② 保有土地処分の推進

○全庁的・統一的取組みを促進する体制のもと，弾力的な価格設定や幅広い用途の検討などにより，市町村・企業との連携や協力を得ながら，土地の早期処分を強力に推進すべきである。

○販売体制については，成果主義の考え方も採り入れ，職員の士気向上を図るべきである。

○不動産業界や購買ターゲットのニーズを把握した上で，保有土地について，どうして買ってもらえないのか，逆に，どうすれば買ってもらえるのかを分析し，土地ごとの強みを活かす処分方針を策定すべきである。

○保有土地の処分が計画的に進んでいるか，数字を常にしっかり把握し，県民に明らかにしながら，土地処分を進めるべきである。

③ 将来負担額の削減

○県財政の大きな負担となっている保有土地に係る多額の借入金に伴う支払利息については，金融機関に積極的な協力を強く求めながら，繰上償還やより有利な借換えなど，保有土地に係る債務残高の早期縮減につながる取組みを進めるべきである。

おわりに

本委員会の調査活動は１年半に及んだが，この間，県執行部におかれては，地価下落などによる土地の含み損や債務超過，資金不足などのマイナス情報であっても，積極的に公表するという対応をしていただいた。ここに感謝申し上げる。

一方，以上の提言は，県の方針とその方向性や到達点，スピードなどの点において，少なからず相違している。それは，県出資団体改革をテーマとする調査特別委員会が今回で４回目を数え，社会情勢の変化のスピードが増しているにもかかわらず，県の改革があまりにも遅いため，委員会の議論の中で，各委員と執行部の見解との差が最後まで埋まらなかった結果であるが，その差をあえてそのまま表現した。

第９回委員会において，参考人としてお招きした公認会計士の坂本氏からも意見があったように，「ゆるやかな改革」，「強い推進策を持った改革」，「強制的な改革」という改革の３段階のいずれが現在必要とされているのか。

本委員会においては，財政再建のため，そして，県民負担を最小限に抑制するためには，改革のギアを「強制的な改革」に入れざるを得ないと判断した次第である。

県におかれては，以上の提言を発奮材料にするとともに，県出資団体等改革をはじめとする行財政改革を積極果敢に進め，提言した各数値目標の達成，保有土地の処分，将来負担額の削減という形で，目に見える成果を出す真摯さを期待して，本報告を終わる。